

企業や市民が取組む働き方改革を応援します！

～足利市働き方改革促進支援事業費補助金のご案内～

今般発生した新型コロナウイルス感染症は、国内における働き方を大きく見直すきっかけにもなりました。この働き方の変化は、新型コロナウイルス感染症の終息後も続く想定され、様々な働き方を選択できることが、今後の企業活動や地域にとって必要な要素となり、雇用対策の一助になるとも想定しています。

そこで、足利市では、**事務所等において様々な働き方に取組んでいただけるよう、働き方改革に係る事務所等の整備及び事務スペース確保のためのオフィスの賃料等の一部を支援させていただきます！**

こんなお悩みを抱えていませんか？

市内企業の皆さま

- ・事務所のレイアウトを見直して新たな働き方を進めたい。
- ・テレワークを導入した際のWeb会議を実施するスペースが社内がない。



- ・新たなオフィススタイル導入に向け、新たなスペースが必要になった。
- ・テレワーク導入により、空きスペースができたため、有効利用したい。



市民の皆さま

- ・会社から在宅勤務を指示されたが、家では仕事に集中できない。
- ・個人向けのシェアオフィスを借りたいけど、余計な賃料が発生する・・・



シェアオフィス等運営者の皆さま

- ・すでに開設しているシェアオフィスの機能を拡充させたい。
- ・利用者のニーズに沿った場所にし、受入環境を整えたい。



補助制度の概要

補助事業	事務所等整備費	賃料
補助対象者	○法人、個人事業主 (市内に事業所を有する者)	○法人、個人事業主 ○足利市民
補助対象経費	令和2年4月1日以降、多様な働き方へ対応するために実施した事務所等整備に係る経費 【例】インターネット環境整備費、電気・電話配線整備費、照明・空調・セキュリティー関連機器等の整備費、固定式パーテーションの設置費、事務机等の備品購入費	令和2年4月1日以降、多様な働き方に取組むための事務所等が必要となり、市内の事務所等を新たに賃貸借した際の賃料(最大6ヶ月分) ※1年以上の賃貸借契約を締結していること
補助額	補助対象経費の1/2(1,000円未満切り捨て) 最大100万円 ※事務所等整備費、賃料の各補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額が対象	
補助条件	○その他の法令に違反のないこと ○市税に滞納がないこと など諸条件有	
備考	本支援制度は、 令和2年4月1日以降に発生した事務所等整備費及び賃料についても遡及して補助の対象 とします。ただし、事務所等整備前後の状況や賃貸借契約の内容が分かるものを提出していただきます。 すでに足利市で実施している「サテライトオフィス整備事業費補助金」との併用が可能 であるため、支援制度活用の際には併せてご確認ください。	

補助対象となるものの一例

本支援制度の対象となる一例をご紹介します。様々なパターンが想定されますので、**制度の利用を検討される場合、お気軽にお問い合わせください！**

事務所等整備費

事務所内に従業員が自由に利用できる事務スペースを新たに整備した

これまで物置だった部屋を改修し、従業員個人が利用できるスペースを設置した

サテライトオフィス整備事業費補助金を活用してサテライトオフィスを開設し、開設したオフィス内に事務机等の備品を設置した

※本制度の対象となる「事務所等」は、**事務スペースを確保するために必要となる建築物や場所**を指します。

賃料

令和2年4月1日以降、新たな事務スペースを確保するため、事務所を借りた

令和2年4月1日以降、市内の個人向けオフィスを個人名義で借りた

令和2年4月1日以降、市内の個人向けオフィスを会社名義で借りた

令和2年4月1日以降、足利市内に事務所がなかったが、市内に新たな事務スペース(例:**サテライトオフィス**)を確保するため、事務所を借りた

皆様の状況によって支援制度が使い分けられるよう、本制度と併用して利用することが可能な「**サテライトオフィス整備事業費補助金**」制度もありますので、必要な支援制度をお選びください。

申請について

(1) 申請書類 ※指定様式につきましては、市ホームページよりダウンロードしてください。

No.	申請書類	事務所等整備費	賃料
1	交付申請書（指定様式あり）	○	○
2	事業計画書（指定様式あり）	○	-
3	賃貸借契約書の写し	-	○
4	整備に要する経費の見積書や明細書の写し	○	-
5	誓約書（指定様式あり）	○	○
6	【法人】登記事項証明書、【個人事業主】開業届などの写し	○	○
	【個人】身分を証明する書類の写し	-	

(2) 申請先・申請方法

【申請先】足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当 0284-20-2110

【申請方法】持参のみ（申請書類の内容について説明の出来る方がお持ちください。）

※申請書類の**受付は随時**行っています。

足利市が実施するその他の支援制度（新型コロナウイルス感染症関係）



市メインページ



企業向けメインページ



サテライトオフィス
整備事業費補助金



感染症対策支援金

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館3階）

電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259 E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp